四日市港管理組合 道路等小規模修繕業務委託実施要領

1 委託期間

毎年4月から9月(上半期)と10月から3月(下半期)の各6ヶ月間で、年2回とする。

2 委託地域

四日市港管理組合管内を、地域の状況などを勘案して区分し、その区域別に委託するものとする。

3 委託方法

四日市港近傍の建設業者の入札による単価契約方式とする。

4 契約書等

契 約 書 「設計業務等委託契約書」及び「維持業務委託契約書の条項」

仕 様 書 「維持業務仕様書」

特記仕様書 「小規模修繕業務特記仕様書」及び「舗装補修業務特記仕様書」

設 計 書 単価表

5 実施方法

業務指示 業務指示書と施行箇所図により、設計書等に従い実施する。

6 確認及び検査

完了報告を受けたのち、委託業務担当(監督員)が現地を確認し、検査員が検査をする。

7 支払い

- 1) 1契約(指示1件) 当たり限度額 100万円以内
- 2)請負額については、各回の指示により算出した小計(100円未満を切り捨て)に消費税を加算する。
- 3)総支払い限度額

1,000万円以内

ただし、下記の場合は上記総支払い限度額から除外する。

- ①台風時等の風水害関連対策(多量の倒木処理等)
- ②緊急対応(急な路面陥没、油漏れ事故、通行に支障を及ぼす事故対応)

附則 この要領は、平成24年4月1日から施行する。